

2016 年度

<u>運輸安全報告書</u>





静鉄ジョイステップバス株式会社



本レポートは

お客様から、より一層信頼され、地域社会の発展に貢献できることを目指して私たちが「安全・安心・快適」を第一としたサービスを提供するために取り組んでいることを紹介するものであります。



	1.	輸送の安全に関する基本的な方針・・・・・・・・・・・・・・・P 3
	2.	輸送の安全に関する目標および当該目標の達成状況・・・・・・・・・・・ P 3
	3.	自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計・・・・・・・・P 4
		(総件数および類型別の事故件数)
	4.	輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統・・・・・・・・・・・・P 4
	5.	輸送の安全に関する重点施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P $4\sim6$
	6.	輸送の安全に関する計画・・・・・・・・・・・・・・・P 7~13
	7.	各種表彰関係・・・・・・・・・・・・・・・・・P 13
	8.	輸送の安全に関する予算等の実績額・・・・・・・・・・・・・P 14
	9.	事故、災害に関する報告連絡体制・・・・・・・・・・・・・・・・P 14
L	0.	安全統括管理者、安全管理規程・・・・・・・・・・・・・・・P 14
L	1.	2 0 1 7年度の輸送に関する重点施策・・・・・・・・・・・・P 15~1
		安全管理規程 (別紙 1)・・・・・・・・・・・・・・・・P 18~2
		組織体制、伝達体制 (別紙 2.3)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 24~25
		一般貸切自動車輸送業者安全管理情報・・・・・・・・・・・・・・・P 26~2'



整備講習会の風景



消火訓練の風景



新任運転士教習終了式の風景



静岡支部事故防止委員会の風景



1. 輸送の安全に関する基本的な方針

当社では、輸送の安全確保に関する基本方針を以下のように定め、全社員による安全を最優先とする体制の維持・向上に努めてまいります。

安全に関する基本方針

静鉄ジョイステップバス株式会社は、静鉄グループの「安全・安心・快適のあくなき追求」という経営理念のもと、旅客及び車両の安全確認を怠ることなく、絶えず事故防止活動を継続することを誓います。 私たちの運転行動は「認知・判断・操作」であり、そのミスによって重大な事故を引き起こす可能性を秘めています。

- 常に正しい 認知 をするために社員は、健康管理を確実に行います。
- 常に適切な 判断 をするために社員は、交通ルールや社内規則を守ります。
- 常に正確な 操作 をするために社員は、車両を確実に点検し、訓練によって運転技術を磨きます。

2. 輸送の安全に関する目標および当該目標の達成状況

2016年度に設定しました目標および達成状況は次のとおりであります。

	目標	達成状況
1	·重大事故件数(静岡運輸支局報告) 目標 0 件	•0件(〇)
2	・人身事故件数 0件	•0件(〇)
3	•年間有責事故件数 10 件	·16件(×)
4	・年間事故防止目標に起因する事故 0件	・0 件 (〇) *速度超過、巻き添えによる事故件数
5	・情報共有による同一事故の再発防止	・13 件 (×)*駐車場、ロータリーでの事故件数
6	・営業所単位での事故防止体制の構築	·静岡(営)0件(○) 焼津(営)2件(×) 掛川(営)1件(×)

(○:達成 ×:未達成)



3. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計

2016年4月1日から2017年3月31日までの期間における事故件数は、次のとおりであります。

事故総件数 0件

4.輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統

(別紙2)『輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統』参照

5. 輸送の安全に関する重点施策

基本方針にもとづいて、重点的に実施する施策は次のとおりであります。

【年間事故防止目標】

① 防衛三原則「調節、集中、謙譲」の徹底・安全動作の厳守による事故撲滅

【年間事故防止施策】

- ① 安全行動の確実な実施
 - ・ 指差呼称の徹底
 - ・後退時の確認動作の徹底
 - ・コメンタリー運転の推奨
 - ・点呼時における防衛三原則の呼称の徹底
 - ・始発時の正しい運転姿勢の確認

② 情報共有による同一事故の再発防止

- ・ 事故情報掲示板への事故事例の掲示
- ・回覧、捺印、面接による周知の徹底
- ・ハザードマップの充実化による再発防止の徹底

③ 営業所単位での事故防止体制の構築

- ・静岡営業所 車内事故の撲滅
- ・焼津営業所 待機場所及び周辺での事故撲滅
- ・掛川営業所 車庫内における事故の撲滅



【年間基本重大事故撲滅5項目の徹底】

1. 発車の操作

① 指差確認呼称「左・前よし、右よし、車内よし発車」を行う。

2. 交差点の操作

- ① 黄色信号の進入は絶対厳禁とする。 (歩行者用信号点滅時は速度を緩め、停止の準備をする)
- ② 右折時には、交差点中心で必ずアクセルペダルから足を離し、ブレーキペダルに足を置き 一旦停車した後、徐行して進行する。(矢印信号は除く)
- ③ 左折時には、ハンドルを切る手前で必ずアクセルペダルから足を離し、ブレーキペダルに 足を置き一旦停止した後、徐行して進行する。(矢印信号は除く)

3. 横断歩道の操作

- ① 歩道の手前では、歩行者の有無を「歩道よし」と呼称する。
- ② 歩道に進入する前には、必ずアクセルペダルから足を離しブレーキペダルに足を置く。

4. 車間距離の操作

- ① 走行中は、速度に応じた追従距離を確保。(運行管理規定参照)
- ③ 停車中は、前車のナンバープレートが確認できる車間距離2メートル以上を確保する。

4. 危険を予知した時の操作

- ① すぐに停止できる速度で徐行を行う。または一旦停止する。
 - ※ 危険を予知した時とは、「子どもの飛び出し」や「自転車・二輪車・バイクの飛び出し」 等の予知された時であって、予め場所は指定しない。但し、過去の発生場所は実施。

【防衛三原則の徹底】

1. 調節

運転は常に道路、交通、天候の状況に応じた安全速度に調節し、みずからの責任事故を起こさない。

2. 集中

進路付近の通行人、車両等に対しては、絶えず注意力を結集して他人の事故に巻き込まれない。

3. 謙譲

安全のためには、相手の不法、不当行為にはみずからの権利を、思いやりの気持ちをもって譲 り合いの精神で進んで避譲する。



【月間事故防止目標】

4月 子どもと高齢者に対しての事故撲滅(4~6月安全運転コンクール実施・春の交通安全運

動実施) [起因する事故なし]

~新入学園児・児童及び高齢者は予想より動きが変わるのでよく確認注意~

5月 追突事故撲滅 (4~6月安全運転コンクール実施)

[起因する事故なし]

~梯団輸送時、車間距離の徹底~

6月 梅雨期・降雨時の事故撲滅

[起因する事故なし]

~視界が悪くなるので早めの点灯 路面が滑りやすくなるので速度を落とす。

7月 業務用無線の活用による運行ミスの撲滅(夏の交通安全運動実施) [起因する事故なし]

~複数仕業の場合、次仕業に入る前に、無線の届く範囲で配車・出発時間の確認~

8月 歩行者、二輪車の追越し時の事故撲滅

[起因する事故なし]

~追越し時 1m以上の間隔、追越しが終了するまで目を離さない~

9月 交差点、横断歩道における事故撲滅(秋の交通安全運動実施)

[起因する事故なし]

~右折時は交差点中央で一旦停止後再徐行で進行する~

~左折時はハンドルを切る手前で一旦停止後、再徐行で進行する~

10月 渋滯、混雑時の防衛運転

[起因する事故なし]

~防衛三原則の徹底~

11月 薄暮からの夜間の安全運転の励行

「起因する事故なし」

~16 時からヘッドライトの点灯 夜間は速度を落とし先行車や対向車が居ない場合は ハイビーム活用~

12月 わき見運転の撲滅(年末年始の輸送等に関する安全総点検の実施・

年末の交通安全運動実施) 起因す

[起因する事故なし]

~師走を意識しての防衛運転の徹底

1月 雪道走行・凍結箇所の事故防止(年末年始の輸送等に関する

安全総点検の実施)

[起因する事故なし]

~スタッドレスタイヤを過信せず、早めのチェーン着装~

2月 健康に起因する事故の撲滅

[起因する事故なし]

~風邪等に注意し常に健康状態を保てるよう体調管理に努める~

3月 道路状況の早期確認

[起因する事故なし]

~渋滞、山間部降雪等による道路状況変化の早期確認に努める~



6. 輸送の安全に関する計画

重点施策に対応して、輸送の安全を確保するために策定した必要な計画とその実施状況については次のとおりであります。

【運輸安全マネジメント・運行関係】

1) 経営トップ (八木社長) による職場巡視(年間4回)

・ 現場部門 静岡営業所、焼津営業所、掛川営業所の3営業所の双方コミュニケーション 意見交換

 2016年5月12日 社長巡視 掛川(営)焼津(営)静岡(営)年間4回実施

 本社 八木社長 大畑業務管理課課長

掛川営業所 藤田所長・萩間係長 焼津営業所 増田所長・木村係長 静岡営業所 杉山所長・望月係長



掛川営業所 社長巡視風景

2) 安全統括管理者営業所巡視

・ 安全統括管理者が現場へ出向き、事故防止を直接乗務員に指導、伝達 意見交換を実施

2016年6月20日 安全統括管理者巡視 静岡(営)他 年間2回実施



静岡営業所巡視



焼津営業所巡視



3) 定例会議での事故防止関係

- ・ 所属長会議(社長、安全統括管理者、本社管理職、営業所所長)・・・・・毎月1回
- ・ 本部事故防止委員会(社長、安全統括管理者、本社管理職、営業所所長)・・・毎月1回
- ・ 支部 (3 営業所) 事故防止委員会・・・・4ヶ月に1回程度

※ 本部事故防止委員会

目的 議論を通じ、自動車運送事業者(バス事業者)の使命は輸送の安全確保が絶対 的な条件であり、社会的な責務であることを認識させる、会議を通じ更なる安 全管理体制の向上や安全風土を構築させるため、事故再発防止に有効必要な見 直し・改善を行なうこと。



本部事故防止委員会



本部事故防止委員会

4) 全運転士への個人面接指導

- ・ 営業所長による個人面接(年に 4~6 回)
- 適性診断、定期健康診断の結果に基づく指導
- ・ 運転記録証明書(5年分)申請後、違反者に対しての指導

5) 各営業所の乗務員出勤及び点呼執行者実態監査 (早朝 5:00~9:00)

- ・始業前車両点検 アルコールの有無 健康状態確認 携行品 身だしなみ等
- 点呼執行者の厳正な点呼遂行確認



出勤監査風景(1)



出勤監査風景②



6) 出先監査の実施

・ 平成 28 年 10 月 1 日~12 月 15 日間、出先監査月間として、東名高速道路のSA・PA 等の各地で各営業所管理者、本社総務部、営業部全員で各営業所車両合計 95 台、 運転士 95 名、ツアーガイド 38 名を監査。

監査項目・・・身だしなみ(制服・制帽・胸札・車内名札・靴・靴下) ミーティング 態度、喫煙マナー、私語、お客様に対しての態度言葉使い、出発時の挨拶 輪留め、タイヤ点検、指差確認、業務用無線の活用等



静岡駅監査風景



山中湖飲酒監查風景

7) 地震発生時の緊急避難訓練・情報伝達訓練の実施

実施日:2016年9月1日 参加人員68名

• 訓練想定

9月1日午前8時00頃、駿河湾を震源地とするマグニチュード8の大規模な地震が発生、 静鉄ジョイステップバス営業エリア全域で震度 6 弱となり、甚大な被害が発生するとと もに、沿岸地域において大津波による被害も発生した。

- 訓練項目
 - ①緊急地震速報受信後、各営業所へ伝達
 - ②本部要員召集訓練及び支部要員召集訓練 (本部・支部とも係員以外にも連絡網にて連絡をする)
 - ③地震発生直後における災害応急対策の実施(対策本部・対策支部の設置)
 - ④運行車両との情報伝達訓練
 - ⑤各支部内の防災設備の点検整備
 - ⑥各支部従業員の一時的避難訓練
 - ⑦地震災害時に備えた非常持ち出し品の点検及び確認
 - ⑧本部・支部情報伝達訓練(被害情報の正確かつ迅速な収集・共有化)
- ・ 緊急避難訓練終了後に、消火器・発炎筒・バス車内の非常口からの脱出訓練の実施



避難所待避訓練



発煙筒訓練



8) 運輸の安全に関する運行保安監査の実施

業務管理課による定期監査の実施

実施 静岡、焼津、掛川営業所(各営業所2ケ月に一度実施)

NASVAによる定期監査の実施(各営業所3年に一度実施)

• 確認事項

点呼記録簿、乗務記録簿、乗務員教育内容、掲示物、営業所施設、車庫の状況、 その他運行管理全般

・記載内容を確認したもの 点呼記録簿、乗務日報、運行記録、教育指導・監督記録、乗務員台帳、車両台帳、 運行管理規程、整備管理規程、事故報告記録

・整理及び保存状況を確認するもの

運輸支局申請書類控、健康診断・適性診断受診状況、定期点検記録簿、就業規則、 3・6協定書、乗務員服務規程、事故・異常気象時対応マニュアル、

運行管理者等指導講習手帳、整備管理者研修手帳、苦情・遺失物記録簿等



NASVA静岡監査風景(1)



NASVA監査風景②

9) 雪上訓練 12月25日~26日実施

行先 北信ルート(斑尾高原・北志賀高原方面)

参加者 2015年度入社2名 その他引率者含む15名

訓練内容 道路状況の把握 ダブルチェーン・シングルチェーン着脱訓練 狭隘道路上でのすれ違い走行 寒冷地における車両の取扱い ABS体験 各スキー場乗降場所の確認等



チェーン脱着訓練①



チェーン脱着訓練②



10) 旅客交通安全研修の実施(自動車安全運転センター)

平成 28 年 9 月 20 日~21 日 一泊二日 10 名受講

研修項目 [座学] 省燃費運転

[実技] タイヤ特性と空気圧減少の違い 基本走行 慣熱走行・乗客の安全確保 運転と反応 バスの視界と死角 フロントリアのオーバーハング

12) 従業員全体講習会

平成 28 年 4 月 7 日 4 月 12 日の 2 回 12 月 20 日、21 日の 2 回 計 4 回 受講対象者 乗務員を含む全従業員

講習項目 ・社長のお話

外部講師 4月 東京海上日動火災 花島講師12月 東京海上日動火災 花島講師

①輸送の安全性の更なる向上に向けて 健康管理の重要性について 運輸安全マネジメント制度・制定の起因について

運輸規則第38条第1項・2項の取組について

- ② 映像によるヒヤリハット教習
- ③ 静岡鉄道よりイメージ戦略説明
- ④ 2015年度の当社の事故関係及び2016年度事故防止目標等について
- ⑤ 営業所所長より、2016年度営業所独自の施策発表
- ⑥ 取締役総務部長の挨拶



4月全体講習会



12月全体講習会

13) ツアーガイド安全運行講習会

新卒ツアーガイド向け安全運行教育 教習内容 発煙筒取扱い、三角掲示板組立等



三角表示板組立て訓練



発煙筒発火訓練



13) 救命救急講習会

平成28年8月24日、9月2日の2回

受講対象者 乗務員を含む全従業員 2日間で127名受講

指導員静岡市消防本部南分所指導員

講習項目 ・最近の救命救急変更点について

- ・緊急時の心構え
- 人工呼吸教習
- ・AED教習
- ・DVDによる救命救急の重要性の講義





全体の風景

AED訓練

14) 整備講習会

平成 29 年 1 月 5 日 静岡、焼津、各整備工場で実施 参加人員 各営業所乗務員、整備担当 54 人参加 講習項目

- ・ベルト類の点検方法
- ・緊急時のバッテリーの接続方法
- ・緊急時の確認箇所と手順



整備講習会①



整備講習会②



15) 高齢運転士、事故惹起者への特別指導

平成 28 年 12 月 15 日 本社第二会議室にて高齢運転士講習会実施 講習内容項目

- ・事故を起こす人の特徴、対策
- ・動体視力の低下の自覚とコメンタリー運転の推奨
- ・ 健康管理について



映像による教育風景

16) 社内飲酒運転防止インストラクターによる飲酒運転防止講習

特定非営利活動法人ASK (アルコール薬物問題全国市民協会)の企画・実施によるASK飲酒運転防止インストラクター養成講座を、平成28年度は4名受講し、4名が資格を取得致しました。

営業所単位でのアルコール講習会の際、指導員として所長を補佐しております。

17) 国交省主催各種セミナー参加

- ・運輸安全マネジメント ガイドラインセミナー 2名受講
- ・運輸安全マネジメント 内部監査セミナー 1名受講

7. 各種表彰関係

各種表彰関係

- · 平成 28 年度静岡県高速道路交通安全協議会中部支部会長表彰 1 名受賞
- 平成 28 年度静岡県高速道路交通安全協議会中部支部支部長表彰 4 名受賞
- ・平成28年度静岡県バス協会会長賞表彰 3名受賞
- ・第 54 回静岡県自動車連合会安全運転コンクール 一般社団法人静岡県バス協会長表彰 各営業所受賞 事業者表彰受賞



8. 輸送の安全に関する予算等の実績額

2016年度の輸送の安全に関する予算等の主な実績額は、次のとおりであります。

(単位:円)

	主 な 項 目	金額
全体	運転記録証明書(169名分)	106,470
3 営業所	定期健康診断 特定業務健診(深夜業)	2,647,696
全体	全体講習会.管理職研修費用	1,588,400
全体	セルフケア研修会2回	172,800
3 営業所	運転技術研修参加費用(10名分)	663,000
3 営業所	SAS簡易検査(44名)	237,600
3 営業所	運転士無事故報奨金	3,060,000
3 営業所	営業所無事故報奨金(6回)	60,000
全体	飲酒運転インストラクター養成講座受講料 4名	74,000
3 営業所	ドライブレコーダー搭載(47 台)	8,534,268
3 営業所	補助席シートベルト取付(8台)	6,023,808
3 営業所	新車バス購入(5台)	166,992,000
	合 計	190,160,042

9. 事故、災害等に関する報告連絡体制

(別紙3)「事故、災害等に関する報告連絡体制」参照

10. 安全統括管理者、安全管理規程

① 安全統括管理者:取締役営業部長 池田 博久

② 安全管理規程 :(別紙1)『安全管理規程』参照



11.2017年度の輸送の安全に関する重点施策

2017年4月1日から2018年3月31日までの期間(2017年度)は、下記基本方針に基づいて、重点的に実施する施策は次のとおりであります。

[安全に関する基本方針]

静鉄ジョイステップバス株式会社は、静鉄グループの「安心、安全、快適のあくなき追求」という経 営理念のもと、旅客及び車両の安全確認を怠ることなく、絶えず事故防止活動を継続することを誓い ます。

私たちの運転行動は「認知・判断・操作」であり、そのミスによって重大な事故を引き起こす可能性を秘めています。

常に正しい認知をするために社員は健康管理を確実に行います。

常に正しい判断をするために社員は、交通ルールや社内規則を守ります。

常に正確な操作をするために社員は、車両を確実に点検し、訓練によって運転技術を磨きます。

[年間基本「重大事故撲滅五項目」の徹底]

1) 発車の操作

① 指差確認呼称「左・前よし、右よし、車内よし発車。」を行う。

2) 交差点の操作

- ① 黄色信号時の侵入は、絶対に厳禁とする。 (歩行者用信号点滅時は速度を緩め停止の準備をする)
- ② 右折時には、交差点中心で、必ずアクセルペダルから足を離し、ブレーキペダルに足を置き一旦停車したあと、徐行して進入する。(矢印信号は除く)
- ③ 左折時には、ハンドルを切る手前で、必ずアクセルペダルから足を離し、ブレーキペダルに足を置き一旦停止した後、徐行して進入する。(矢印信号は除く)

3) 横断歩道での操作

- ① 歩道の手前では、歩行者の有無を「歩道よし」と呼称する。
- ② 横断歩道に進入する前には、必ずアクセルペダルから足を離し、ブレーキペダル に足を置く。

4) 車間距離の操作

- ① 走行中は、速度に応じた追従距離を確保。(運行管理規定参照)
- ② 停車時は、前車のナンバープレートが確認できる車間距離2メートル以上を確保する。



5) 危険を予知した時の操作

- ① すぐに停止できる速度で徐行を行う、または一旦停止する。
 - * 危険を予知した時とは、『子供の飛び出し』や『自転車・二輪車・バイクの飛び出 し』等の予知された時であって予め場所は指定しない。過去の事故発生場所は実施。

[年間基本「防衛三原則」の徹底]

1) 調節

運転は常に道路、交通、天候の状況に応じた安全速度に調節し、みずからの責任事故を起こさない。

2) 集中

進路付近の通行人、車両等に対しては、絶えず注意力を結集して他人の事故に巻き込まれない。

3) 謙譲

安全のためには、相手の不法、不当行為にはみずからの権利を思いやりの気持ちをもって、 譲り合いの精神で進んで避譲する。

[年間事故防止目標]

◎ 駐車場内における後退時物損事故の半減

[年間事故防止施策]

1. 安全行動の確実な実施

- ・指差呼称の徹底(左前よし、右よし、車内よし出発)
- ・後退時の確認動作の徹底(ハザードランプの点灯、窓を開けての確認、狭小地での下車 確認)
- ・コメンタリー運転の推奨
- ・ 点呼時における防衛三原則の呼称の徹底
- ・始発時の正しい運転姿勢の確認

2. 情報の敏速化

- ・事故時のドラレコ映像の点呼場での放映
- ・メールを活用しての敏速な対応
- 事故情報の開示の徹底

3. 営業所単位での事故防止体制の構築

- ・静岡営業所 安全不確認による事故ゼロ
- ・焼津営業所 基本動作を確実に行いヒューマンエラーの撲滅
- ・掛川営業所 視差確認と歯止めの徹底



[月間事故防止目標]

4月 子どもと高齢者に対しての事故撲滅 (4~6 月安全運転コンクール実施・春の交通安全運動実施)

※新入学園児・児童及び高齢者は予想より動きが変わるので、よく確認注意

5月 追突事故撲滅(4~6月安全運転コンクール実施)

※梯団輸送時、車間距離の徹底

6月 梅雨期、降雨時の事故撲滅(4~6月安全運転コンクール)

※視界が悪くなるので早めの点灯。路面が滑りやすくなるので速度を落とし、充分な 車間距離の確保

7月 業務用無線の活用による運行ミスの撲滅(夏の交通安全運動実施)

※複数仕業の場合、次仕業に入る前に無線の届く範囲で配車・出発時間の確認

8月 歩行者、二輪車の追越し時の事故撲滅

※追越し時 1m 以上の間隔、追越しが終了するまで目を離さない

9月 交差点、横断歩道における事故撲滅 (秋の交通安全運動実施)

※右折時は交差点中央で一旦停止後、再徐行で進行する 左折時はハンドルを切る手 前で一旦停車後、再徐行で進行する

10月 渋滞、混雑時の防衛運転

※防衛三原則の徹底

11月 夕暮れ時早めのライト点灯

※16 時からのヘッドライト点灯、ハイビームの活用

12月 アルコール異常値ゼロ

※アルコール分解時間の際確認、飲酒外でのうっかりミスの防止

1月 **雪道走行・凍結箇所の事故防止**(年末年始の輸送等に関する安全総点検の実施) ※出発前の確実な点検、スタッドレスタイヤを過信せず、早めのチェーン着装

2月 道路状況の早期確認

※渋滞、山間部降雪による道路状況変化の早期確認に努める

3月 健康管理に起因する事故の撲滅

※風邪等に注意し常に健康状態を保てるよう体調管理に努める

[日間事故防止目標設定]

各営業所にて設定 毎日の点呼時に呼称し乗務員に指導

[年間事故防止数值]

- ◎重大事故件数(国土交通省報告事故) 0件
- ◎人身事故件数0件
- ◎年間有責事故件数全体 対前年50%減 8件



(別紙1)『安全管理規程』

安全管理規程

2013 (平 25) 年 10 月 1 日制定 2017 (平 29) 年 5 月 12 日改訂

目次

第一章 総則

第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

第1章 総 則

(目 的)

第一条 この規程(以下「本規程」という。)は、道路運送法(以下「法」という。)第22条の 2第2項及び旅客自動車事業運輸規則第47条の4の規定に基づき、輸送の安全を確保する ために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第二条 本規程は、当社の一般貸切旅客自動車運送事業に係る業務活動に適用する。

第2章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

- 第三条 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に 耳を傾けるなど現場の状況を充分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという認識を徹底させる。
 - 2 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善(Plan Do Check Action)を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。
 - 3 輸送の安全に関する基本的な方針を、安全輸送方針として定め社員、外部に対して公表 するものとする。

(安全輸送方針)

静鉄ジョイステップバス株式会社は、静鉄グループの「安心、安全、快適のあくなき追求」 という経営理念のもと、旅客及び車両の安全確認を怠ることなく、絶えず事故防止活動を 継続することを誓います。



私たちの運転行動は「認知・判断・操作」であり、そのミスによって重大な事故を引き起こす可能性を秘めています。

常に正しい認知をするために社員は健康管理を確実に行います。

常に正しい判断をするために社員は、交通ルールや社内規則を守ります。

常に正確な操作をするために社員は、車両を確実に点検し、訓練によって運転技術を磨きます。

(輸送の安全に関する重点施策)

第四条 前条の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- 一 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び本規程に 定められた事項を遵守すること。
- 二 輸送の安全に関する費用支出および投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
- 三 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置または予防措置を講じること。
- 四 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、 共有すること。
- 五 輸送の安全に関する教育および訓練・研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施すること。

(輸送の安全に関する目標)

第五条 第3条に掲げる方針に基づき、次に定める目標を策定する。

- 一 会社全体の年間目標
- 二 会社全体の月間目標

(輸送の安全に関する計画)

第六条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保 するために必要な計画を策定する。

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施およびその管理の体制 (社長等の責務)

- 第七条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。
 - 2 社長はじめ取締役は、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
 - 3 社長はじめ取締役は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
 - 4 社長はじめ取締役は、輸送の安全確保をするための業務の実施および管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。



(社内組織)

- 第八条 社長は、次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を的確に行う。
 - 一 安全統括管理者
 - 二 運行管理者
 - 三 整備管理者
 - 四 その他必要な責任者
 - 2 営業部長「貸切バス事業の営業および管理担当」、総務部長「広報、財務、人事、労務管理、運行における管理、教育および車両整備担当」(以下「以下担当部長」という)は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、営業所長を統括し、指導監督を行う。
 - 3 営業所長は、担当部長の命を受け、輸送の安全確保に関し、営業所を統括し、指導監督 を行う。
 - 4 輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統については、別に定める組織図による。 なお、安全統括管理者が病気等を理由に本社に不在である場合や重大事故、災害等に対応す る場合における指揮命令系統については、他の取締役が代行する。

(安全統括管理者の選任および解任)

- 第九条 取締役のうち、旅客自動車運送事業運輸規則第47条の5に規定する要件を満たす者の中から安全総括管理者を選任する。
 - 2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することになったときは、当該管理者を解任する。
 - 一 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
 - 二 身体の故障その他やむを得ない事由により職務を引続き行うことが困難になった とき。
 - 三 関係法令等の違反または輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、 安全統括管理者がその職務を引続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼす おそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

- 第十条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。
 - 一 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全確保が最も重要であるという意識 を徹底すること。
 - 二 輸送の安全の確保に関し、その実施および管理の体制を確立、維持すること。
 - 三 第三条の輸送の安全に関する方針、第四条の輸送の安全に関する重点施策、第五 条の輸送の安全に関する目標および第六条の輸送の安全に関する計画を誠実に実 施すること



- 四 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- 五 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、社長はじめ取締役に報告すること。
- 六 社長はじめ取締役等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見 を述べる等必要な改善の措置を講じること。
- 七 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- 八 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
- 九 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育または研修を行うこと。
- 十 その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施およびその管理の方法 (輸送の安全に関する重点施策の実施)

第十一条 第三条の輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべ く、第六条の輸送の安全に関する計画に従い、第四条の輸送の安全に関する重点施策を着 実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有および伝達)

第十二条 社長はじめ取締役と現場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行う ことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有され るように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、 隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

- 第十三条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は、別 紙「緊急体制連絡網」により行う。
 - 2 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、社長はじめ取締役または社内の必要な部所に速やかに伝達されるように努める。
 - 3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第一項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
 - 4 自動車事故報告規則(昭和二十六年運輸省令第百四号)に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告または届出を行う。

(輸送の安全に関する教育および研修)

第十四条 第五条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及 び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。



(輸送の安全に関する内部監査)

第十五条 安全統括管理者は、自らまたは安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、 安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも一年に一回以上、適切 な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。

> また、重大な事故、災害等が発生した場合または同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部 監査を実施する。

2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、社長はじめ取締役に報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置または予防措置を講じる。

(輸送の安全に関する業務の改善)

- 第十六条 安全統括管理者から事故、災害等に関する報告または前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置または予防措置を講じる。
- 2 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般または必要な事項 において現在より更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

(情報の公開)

- 第十七条 輸送の安全に関する項目を次のとおり、毎事業年度の経過後 100 日以内に外部に対し公 表すると共に国土交通大臣に対して報告するものとする。
 - ① 輸送の安全に関する基本的な方針
 - ② 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況
 - ③ 自動車報告規則第2条に規定する事故に関する統計 (総件数および類型別の事故件数)
 - ④ 輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統
 - ⑤ 輸送の安全に関する重点施策
 - ⑥ 輸送の安全に関する計画
 - (7) 輸送の安全に関する予算等の実績額
 - ⑧ 事故、災害等に関する報告連絡体制
 - ⑨ 安全統括管理者、安全管理規程
 - ⑩ 輸送の安全に関する教育および研修の計画
 - ⑪ 輸送の安全に関する内部監査結果および、それを踏まえた措置内容
 - ② 事業用自動車の運転者、運行管理者、整備管理者に関わる情報
 - ③ 事業用自動車に関わる情報



2 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた 改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

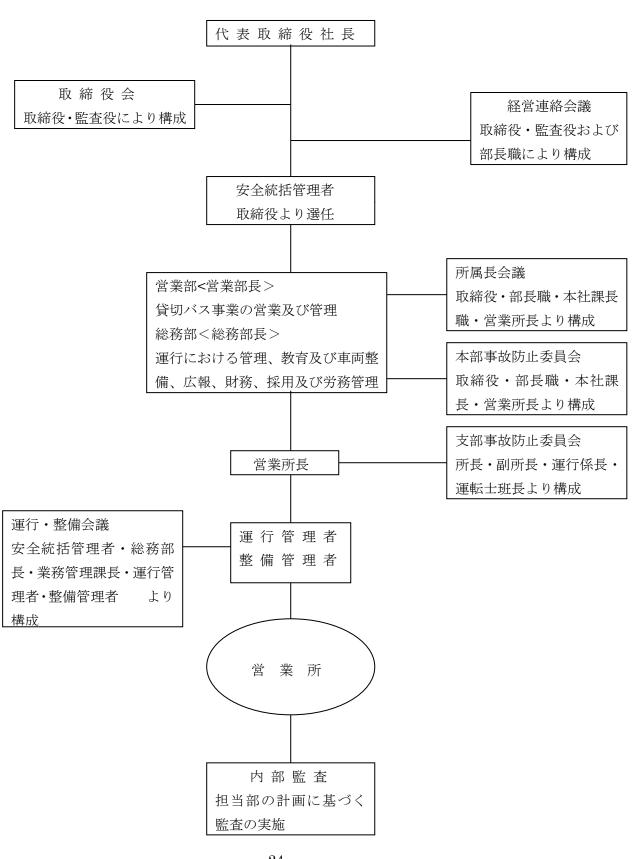
(輸送の安全に関する記録の管理等)

第十八条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。

- 2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡 体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、社長はじめ 取締役に報告した是正措置または予防措置を記録し、これを適切に保存する。
- 3 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録の保存期間は 5 年間と する。

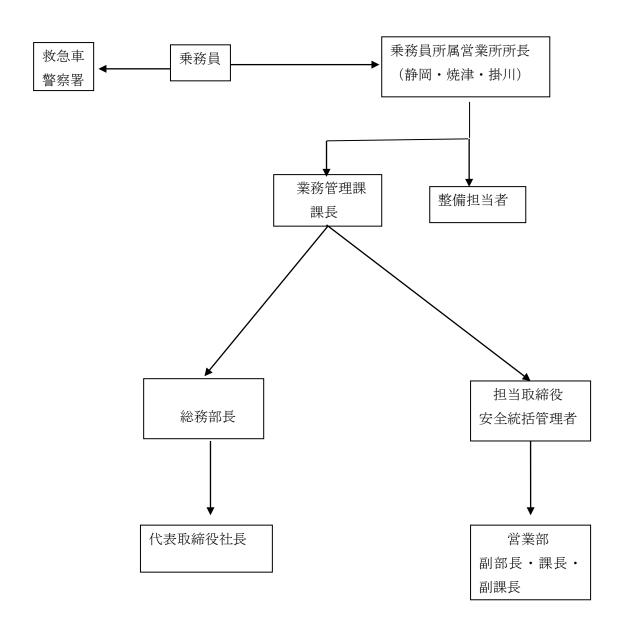


(別紙2)『輸送の安全に係る情報の伝達体制とその組織体制』





(別紙3)『事故、災害等に関する報告連絡体制』





一般貸切自動車運送業者安全情報

報告年度 平成 28 年度

事業者名 静鉄ジョイステップバス株式会社

代表者役職 氏名 八木 善一郎 取締役社長

許可年度1991 年度許可条件一般貸切事業

主たる事業所住所 静岡県静岡市駿河区下川原南 2-30 番地

報告担当者 総務部業務管理課 課長 大畑 真也

担当者連絡先 054-686-0800

営業所一覧 静岡営業所 静岡県静岡市駿河区下川原南 2-30

焼津営業所 静岡県焼津市塩津 294掛川営業所 静岡県掛川市葛川 452-1

車庫数 上記3営業所

 休憩、仮眠施設
 同上

 届出運賃
 公示運賃

バス協加盟 静岡県バス協会

安全管理規程 設定有り 国交省への届出有り

安マネ評価有りセミナー受講有り

教育、研修回数 静岡営業所 運転者8回 研修2回 運行管理者4回 研修2回

整備管理者 1回 研修 0回

焼津営業所 運転者6回 研修 2回 運行管理者 4回 研修1回

整備管理者 1回 研修 0回

掛川営業所 運転者8回 研修 2回 運行管理者 5回 研修1回

整備管理者 1回 研修 0回

内部監査 実施有り(2回) 対象 全営業所 重大な法令違反無し

安全統括管理者 平成 25 年 10 月 1 日選任 管理者 取締役営業部長 池田博久

運転者に関する情報

正社員乗務員数 静岡 24 名 焼津 16 名 掛川 11 名 正外乗務員数 静岡 11 名 焼津 2 名 掛川 6 名 平均勤続年数 静岡 8 年 焼津 7 年 掛川 7 年

保険加入状況

健康保険静岡 33 名焼津 18 名掛川 15 名厚生年金静岡 33 名焼津 18 名掛川 15 名労災保険静岡 35 名焼津 18 名掛川 17 名雇用保険静岡 34 名焼津 18 名掛川 17 名

平均給与水準 B



管理者に関する情報

運行管理者選任数 静岡 4 名 (補助 6 名) 焼津 4 名 (補助 6 名) 掛川 4 名 (補助 4 名)

兼務1名(兼務6名) 兼務1名(兼務5名) 兼務1名(兼務1名)

整備管理者選任数 静岡 1名 焼津 1名 掛川 1名 *補助者0名

事業用自動車に関する情報

保有台数 85台

静岡 大型 29 中型 6 小型 5 計 40 焼津 大型 19 中型 3 小型 1 計 23 掛川 大型 17 中型 4 小型 1 計 22

大型最新車齡 平成 28 年式

最古車齢 平成 3年式

中型最新車齡 平成 21 年式

最古車齢 平成 10 年式 小型最新車齢 平成 16 年式

最古車齢 平成 13 年式

ドライブレコーダー装着車両台数 大型 49 中型 9 小型 3

デジタルタコグラフ搭載車両数 大型 65 中型 13 小型 7

ASV搭載車両数 大型 6 中型 0 小型 0

主たる運行形態 観光輸送(昼間) *全車共通

保険の加入情報 対人無制限 対物 300 万 *全車共通



今後も「運輸の安全安心」に、役員・従業員が一丸となって取り組んで参ります。

当社の「安全」への取り組みに関しまして、ご意見・ご要望などがございましたら、ご連絡くださいませ。

【ご連絡先】

総務部 (054) 257-7600

2016年度 運輸安全報告書

静鉄ジョイステップバス株式会社

総務部 業務管理課 課長 大畑真也

〒421-0113 静岡市駿河区下川原南2-30

http://www.joystep.co.jp/company/contact.html

2017年5月発行